

# 新型インフルエンザ対策計画改定の概要

平成 2 1 年 9 月  
健 康 福 祉 部  
危 機 管 理 監

## 1 主な改正点

### ( 1 ) これまでの対策の検証を踏まえた改定

近隣府県等の連携	必要に応じ相互に連携して、府県の行政区域を超えた広域的対応をとるよう努める。 < 広域連携対応の分野 > 勤務地又は通学地と住所地が異なる感染事例への対応 公共交通機関、ライフライン企業等関係機関への要請 国への要望等風評被害への対応 府県境界地域での医療機関情報等の共有 啓発広報 報道機関への情報提供基準 その他必要な事項
風評被害対策	各種対策の推進にあたっては、風評被害の発生に十分留意する。
情報提供	新型インフルエンザに係る用語等は、府民になじみがないものも多いことから、分かりやすい表現に留意する。
関係機関への情報提供	国・市町村・関係機関・大学・各事業者・地域・NPO等の多様な主体の連携が重要であることから、こうした関係機関・団体等に対して情報提供に努める。

### ( 2 ) 今回のような弱毒型ウイルスへの対応

新型インフルエンザの発生当初の病原性が明らかでない場合は、計画どおり対応する必要がある。

しかし、新型インフルエンザウイルスが、弱毒型ウイルスと判明した場合に、当初の対応を継続すると、個人や社会に過度の影響を与える可能性がある。

このため、今回のような新型インフルエンザに柔軟に対応するため、検証を踏まえ、弱毒型ウイルスへの対策を追加する。

【弱毒型ウイルスへの主な対策】

		強毒型	弱毒型(新設)
対策本部		設置	設置
広域連携(新設)		通学地と住所地が異なる事例への対応等	
サーベイランス		実施	実施
予 防 ・ ま ん 延 防 止	患者対策	入院措置を実施	入院措置は行わない
	接触者対策	外出自粛を要請	感染防止行動への協力要請
	予防投薬	実施	原則実施しない
	学校等の休校	一律かつ広範囲に実施	地域の状況に配慮して実施
	通所施設の休所等	一律かつ広範囲に実施	原則として臨時休業の要請は行わない
	集会等	自粛を要請	感染防止対策を求めるが、主催者の自主判断
医 療	目的	まん延防止が目的	重症化防止が目的
	実施体制	協力医療機関中心	全ての医療機関
	患者	入院措置が前提	原則自宅療養
	発熱相談センター(相談窓口)	患者を発熱外来に振り分け	自宅療養の相談等
情報提供・共有		実施	実施
社会・経済機能維持		実施	実施